

46

西神（46）団地地区

協定区域	西区竹の台3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1989年6月13日
	面積	6,262.72 m ²		更新	1999年6月13日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	更新	2004年6月13日 (有効期間を延長)
				更新	2009年6月13日 (有効期間を延長)
				更新	2014年6月13日 (有効期間を延長)
				更新	2019年6月13日 (有効期間を延長)
				更新	2024年6月13日 (有効期間を延長)
				更新	2024年6月13日 (有効期間を延長)
用途地域			有効期間	1989年6月13日～2029年6月12日 (40年)	

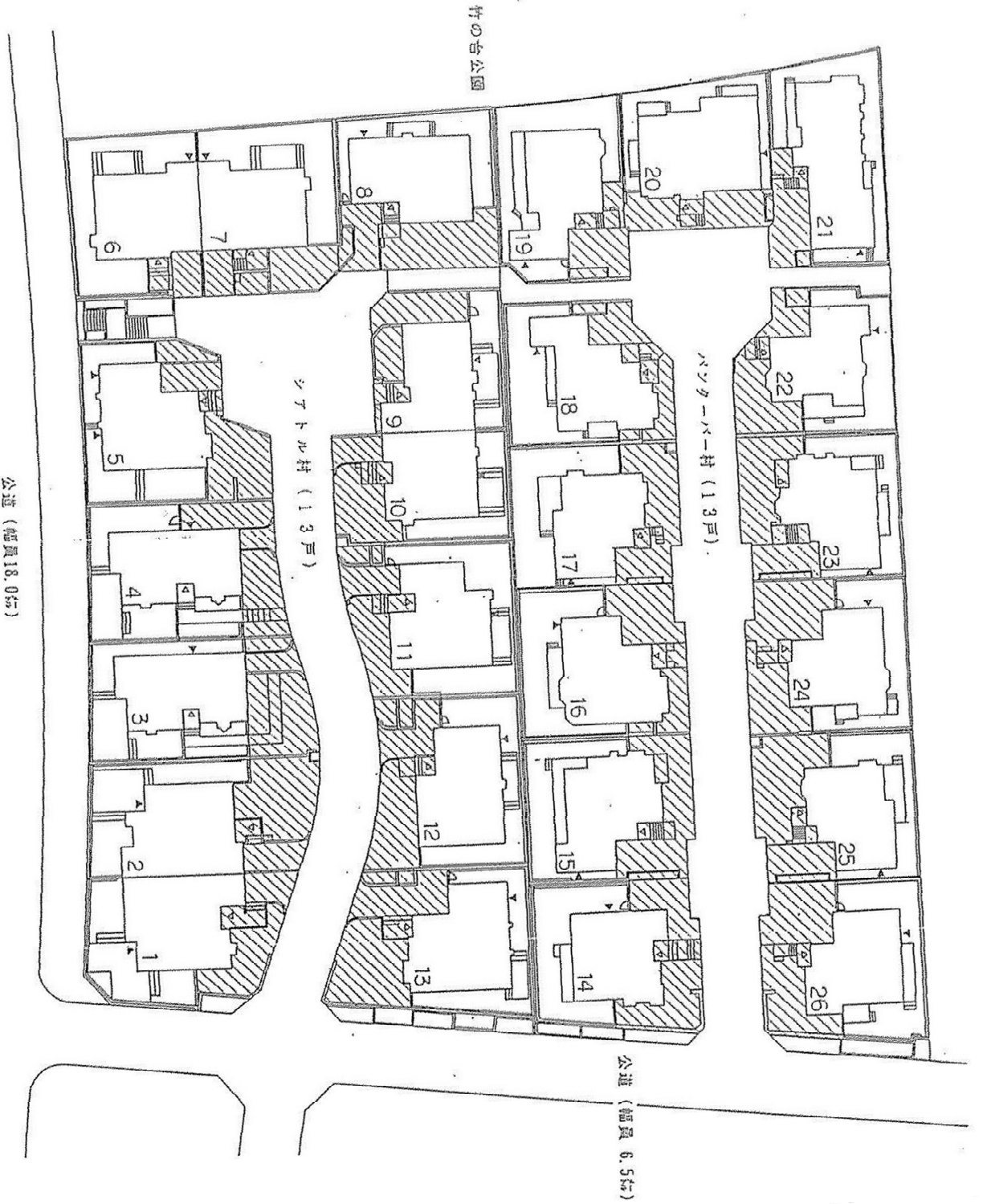
協定内容の概要


- (1) 建築物の敷地の区画は、本協定締結時における現況宅地の区画とし、これを再分割してはならない。
- (2) 建築物は、1区画1戸の専用住宅とする。
- (3) 建築物の地階を除く階数は、2以下とする。
- (4) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の現況地盤面の高さを変更してはならない。
- (5) 別図に表示する範囲内においては建築物を建築し、又は工作物を設置してはならない。
- (6) 前号の範囲内における植栽は、当初の良好な状態を保つよう努め、生け垣、中高木等を植栽してはならない。
- (7) 建築物の外壁、屋根等の色は、周囲と調和するよう努めなければならない。
- (8) 区域内の建築物及び工作物は、良好な状態を保つよう努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。



 第7条第5号及び第6号の範囲